毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

告示

○麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師（六二二・健康対策課）……1
○結核予防法による医療機関の指定（六二三・大仙保健所）……1
○漁船損害等補償法による付保義務の発生（六二四・水産漁港課）……2
○都市計画の変更による送付図書の縦覧（六二五・都市計画課）……2
○道路区域の変更（六二六・道路課）……2
○道路区域の変更及び供用開始（六二七・道路課）……3
○道路の供用開始（六二八、六二九・道路課）……3
○建築基準法による道路位置の指定（六三〇・山本地域振興局建設部）……3
○開発行為に関する工事の完了（六三一・秋田地域振興局建設部）……4
○建築基準法による道路位置の指定（六三二・由利地域振興局建設部）……4

公告

○土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……4

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（九六）……4
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（九七）……5
○政治団体の設立の届出（九八）……5
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（九九）……6
○政治団体の解散の届出（一〇〇）……7
○政治団体の収支に関する報告書（一〇一）……8
○公職の候補者の資金管理団体の届出（一〇二）……10
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（一〇三）……10
○政治団体の収支に関する報告書の修正について（一〇四）……11
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程（一〇五）……11

労働委員会告示

○秋田県企業局の職員が結成し、又は加入する秋田県企業局職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲（三）……12

その他

○平成十七年度行政書士試験の実施……12

告示

秋田県告示第六百二十二号

各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺田典城

予防接種を行う主たる場所		医師氏名
医療機関名	所在地	
大館市立扇田病院	大館市比内町扇田字本道端七番地一	田村啓成
大館市立扇田病院	大館市比内町扇田字本道端七番地一	島田俊亮
大館市立扇田病院	大館市比内町扇田字本道端七番地一	成田鮎子
大館市立扇田病院	大館市比内町扇田字本道端七番地一	平井大士

秋田県告示第六百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺田典城

名称	所在地	指定年月日

角館オープン薬局	仙北郡角館町岩瀬字勝楽一三三―一	平成十七年七月一日

秋田県告示第六百二十四号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意があったものと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年七月八日

秋田市南加入区

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県告示第六百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、男鹿市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　縦覧に供すべき図書

男鹿都市計画公園（三・二・四号脇本近隣公園及び二・二・十五号脇本駅前街区公園）の変更の総括図、計画図及び計画書

二　縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

秋田県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
一般国道	旧	二百八十二号	A	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から字新矢五七番一地先まで	一一・〇〇～二九・〇〇	〇・二二六
			B	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から字新矢二三八番まで	二五・〇〇～五二・〇〇	〇・二二〇
			C	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から字新矢五七番一地先まで	一一・〇〇～二九・〇〇	〇・二三五
	新	二百八十二号	A	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から字新矢五七番一地先まで	一一・〇〇～二九・〇〇	〇・二二六
			B	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から字新矢二三八番まで	二五・〇〇～五二・〇〇	〇・二二〇

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路課

(二)　期間　平成十七年七月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	神岡南外東由利線	大仙市南外字平形七七番五地先から一七四番一地先まで	六・八〇～一一・〇〇	〇・四四七
	新	神岡南外東由利線	大仙市南外字平形三四番三地先から一七四番一地先まで	一一・八〇～三六・〇〇	〇・四四七

二　供用開始の期日　平成十七年七月八日

三　道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路課

(二)　期間　平成十七年七月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	二百八十二号	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から字新矢五七番一地先まで

二　供用開始の期日　平成十七年七月八日

三　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路課

(二)　期間　平成十七年七月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	大曲田沢湖線	仙北郡角館町白岩字新早坂一七一番一地先から白岩広久内字舟場一五二番一九地先まで

二　供用開始の期日　平成十七年七月十一日

三　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路課

(二)　期間　平成十七年七月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
千葉県袖ヶ浦市上泉千七百六十七番地二百七十三　佐々木　胤　麿	能代市字仁井田白山三十六番二	三二・七七メートル	四メートル	平成十七年七月一日

秋田県告示第六百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年三月三十日付け指令秋建―三―九二号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　開発許可を受けた者の住所及び氏名

男鹿市脇本脇本字段の越十番地二

男鹿不動産　代表　吉　田　清　美

二　開発区域に含まれる地域の名称

男鹿市脇本脇本字前野八十三番十六

秋田県告示第六百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市東梵天九十九番地三　本荘開発　代表　荘　司　清	由利本荘市薬師堂字中道二百五十三番二及び二百五十四番二	五四・五五メートル	六メートル	平成十七年六月二十四日

公　告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、象潟町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年七月一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

五十分の一の数　一九、二五五

三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）　二二七、一二四

秋選管告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

選挙区別	
秋田市	八五、〇二二
能代市	一四、六八五
横手市	一〇、九五一
大館市	一八、〇四〇
本荘市	一二、一四七
男鹿市	八、三〇八
湯沢市	九、三一九
大曲市	一〇、六二五
鹿角市鹿角郡	一二、五一七
北秋田郡	一七、八七四
山本郡	一三、二三二
南秋田郡	一九、八四〇
河辺郡	五、二〇一
由利郡	二〇、七五六
仙北郡	三一、六〇六
平鹿郡	一八、三五一
雄勝郡	一二、四四五

秋選管告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、平成十七年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山田てつのすけ後援会	山田　鐵之助	斉藤　幹夫	仙北郡美郷町六郷字新町七十番地	平成十七年六月八日
児玉一後援会	石川　雅英	花ノ木　一好	鹿角市花輪字古舘六十八番地八	平成十七年六月九日
木のまち再生プロジェクト	佐藤　牧夫	菅原　隆文	山本郡二ツ井町字比井野四十六番地	平成十七年六月十日
みんなでつくる十万市民の会	奥山　和彦	打川　敦	横手市横手町四の口四十二番地	平成十七年六月十三日
土井文夫後援会	土井　健二	山代　まゆみ	大仙市払田字下払田百九十一番地一	平成十七年六月十五日
久米章弘後援会	小林　耕作	本庄谷　準	仙北郡美郷町金沢西根字上四ツ谷二百六番地	平成十七年六月二十八日

阿部正夫後援会	佐々木　隆	阿部幸悦	平鹿郡大森町坂部字矢走百三十三番地

平成十七年六月二十九日

秋選管告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定により、平成十七年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

一　政党

政治団体の名称	異動事項	内容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党由利本荘市岩城支部	政治団体の名称	自由民主党由利本荘市岩城支部	自由民主党岩城支部	平成十七年六月十三日
	主たる事務所の所在地	由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢百五十九番地	由利郡岩城町赤平字長ヶ沢百五十九番地	
自由民主党大仙市西仙北支部	政治団体の名称	自由民主党大仙市西仙北支部	自由民主党西仙北支部	平成十七年六月二十日
	主たる事務所の所在地	大仙市刈和野愛宕下二百四十六番地一	仙北郡西仙北町刈和野二百四十六番地一	
自由民主党秋田県石油政治連盟支部	代表者	荻原正夫	伊藤洋二	平成十七年六月二十四日
自由民主党仙北支部	代表者	原盛一	大山茂	平成十七年六月二十九日

二　その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容		届出年月日
		新	旧	
柿崎幹夫後援会	主たる事務所の所在地	平鹿郡平鹿町醍醐字中沖田八番地	平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞二百三十三番地	平成十七年六月一日

ささきひろし後援会	主たる事務所の在地	由利郡金浦町金浦字塩炊浜四十二番地二十九	由利郡金浦町金浦字堀切五十番地一	〃
藤原俊久後援会	主たる事務所の在地	潟上市天王字上江川四十七番四百五十六号	潟上市天王字鶴沼台十九番地	〃
秋田県商店街政治連盟	主たる事務所の在地	秋田市飯島川端一丁目八番三十三号	秋田市桜四丁目二十三番二十一号	平成十七年六月八日
	会計責任者	関　俊昭	小野征逸	
秋田県中小企業団体政治連盟	主たる事務所の在地	秋田市飯島川端一丁目八番三十三号	秋田市桜四丁目二十三番二十一号	〃
	会計責任者	関　俊昭	小野征逸	
すずき陽悦後援会	主たる事務所の在地	秋田市将軍野南二丁目三番三十四号	秋田市山王沼田町一番五号	平成十七年六月十日
ふたつい寺田すけしろ後援会	会計責任者	小山量三	高橋肇	〃
新しい秋田をつくる会	代表者	山岡緑三郎	石黒佐喜男	平成十七年六月二十日
秋田県農協政治連盟秋田おばこ支部	主たる事務所の在地	大仙市佐野町五番五号	大曲市佐野町五番五号	平成十七年六月二十四日
	会計責任者	佐々木康昭	鈴木金博	
小沢秀宏後援会	会計責任者	佐藤忠義	柏原秀司	〃
熊谷博子後援会	代表者	熊谷秋夫	小林満男	平成十七年六月二十八日
鈴木尚後援会	会計責任者	伊藤建一	鈴木昭紀	平成十七年六月二十九日
秋田県農協政治連盟JAあきた白神支部	代表者	袴田英明	小林一成	平成十七年六月三十日

秋選管告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十七年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田中伸一

一　政党

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県南秋田郡第一支部	平成十六年十二月二十六日	平成十七年六月一日

二　その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
岸野長一郎後援会	平成十七年五月三十一日	平成十七年六月一日
五城目町藤原俊久後援会	平成十六年十二月二十六日	〃
昭和町藤原俊久後援会	〃	〃
天王町藤原俊久後援会	〃	〃
工藤修後援会	平成十七年五月三十一日	〃
佐藤國男後援会	平成十七年三月二十五日	〃
梶原平輔後援会	平成十六年十二月三十一日	平成十七年六月二日
鈴木清司後援会	平成十七年六月十二日	平成十七年六月十四日
後藤市之丞後援会	平成十七年五月二十三日	平成十七年六月二十一日
石山米男後援会	平成十七年五月十日	平成十七年六月二十三日

秋選管告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田中伸一

Ⅰ　種類　政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ　報告書の要旨

1　収入及び支出のある団体

(1)　政党

政治団体の名称　**自由民主党秋田県南秋田郡第一支部**

報告年月日　平成17年6月1日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額　300,000円

前年からの繰越額　0円

本年の収入額　300,000円

(イ)　支出総額　300,000円

イ　収入・支出の内訳

(ア)　収入の内訳

寄附　300,000円

政治団体からの寄附　300,000円

合　計

［寄附の内訳］

政治団体からの寄附

自由民主党秋田県支部連合会　300,000円

合　計　300,000円

(イ)　支出の内訳

政治活動費　300,000円

寄附・交付金　300,000円

合　計　300,000円

(2)　その他の政治団体

政治団体の名称　**天王町藤原俊久後援会**

報告年月日　平成17年6月1日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額　400,000円

前年からの繰越額　400,000円

本年の収入額　0円

(イ)　支出総額　0円

政治団体の名称　**佐藤國男後援会**

報告年月日　平成17年６月１日
ア　収入・支出の総額
(ア)　収入総額　9,266円
前年からの繰越額　9,266円
本年の収入額　0円
(イ)　支出総額　9,266円
イ　収入・支出の内訳
(ア)　支出の内訳
経常経費　9,266円
事務諸費　9,266円
合　計　9,266円

政治団体の名称　**梶原平輔後援会**
報告年月日　平成17年６月２日
ア　収入・支出の総額
(ア)　収入総額　203,000円
前年からの繰越額　13,000円
本年の収入額　190,000円
(イ)　支出総額　203,000円
イ　収入・支出の内訳
(ア)　収入の内訳
寄附
個人からの寄附　70,000円
合　計　70,000円
［寄附の内訳］
個人からの寄附
その他の寄附　70,000円
合　計　70,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入　120,000円
合　計　190,000円
(イ)　支出の内訳
政治活動費　203,000円
組織活動費　203,000円
合　計　203,000円

政治団体の名称　**後藤市之丞後援会**
報告年月日　平成17年６月21日
ア　収入・支出の総額
(ア)　収入総額　381,713円
前年からの繰越額　26,713円
本年の収入額　355,000円
(イ)　支出総額　381,713円
イ　収入・支出の内訳
(ア)　収入の内訳
寄附
個人からの寄附　355,000円
合　計　355,000円
［寄附の内訳］
個人からの寄附
新　山　サ　ダ　100,000円　湯沢市
その他の寄附　255,000円
合　計　355,000円
(イ)　支出の内訳
経常経費　6,463円
備品・消耗品　463円
事務所費　6,000円
政治活動費　375,250円
組織活動費　375,250円
合　計　381,713円

政治団体の名称　**石山米男後援会**
報告年月日　平成17年６月23日
ア　収入・支出の総額
(ア)　収入総額　91,801円
前年からの繰越額　91,801円
本年の収入額　0円
(イ)　支出総額　91,801円
イ　収入・支出の内訳
(ア)　支出の内訳
政治活動費　91,801円
組織活動費　62,911円
機関紙誌の発行その他の事業費　28,890円
機関誌の発行事業費　28,890円

合　計　91,801円

2　収入及び支出のない団体
その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
岸野長一郎後援会	平成17年6月1日
五城目町藤原俊久後援会	〃
昭和町藤原俊久後援会	〃
工藤修後援会	〃
鈴木清司後援会	平成17年6月14日

秋選管告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体		
		名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
熊谷良夫	美郷町議会議員（候補者になろうとする者）	くまがい良夫後援会	仙北郡美郷町鑓田字庚塚二十八番地一	熊谷良夫	平成十七年五月九日

秋選管告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項			届出年月日
				内容		
				新	旧	
鈴木陽悦	参議院議員（現職）	すずき陽悦政策研究会	主たる事務所の所在地	秋田市将軍野南二丁目三番三十四号	秋田市山王沼田町一番五号	平成十七年六月十日

秋選管告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、修正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の一部を次のとおり修正する。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

（平成十六年秋選管告示第百三十四号）

2　報告書の要旨自由民主党田沢湖支部の欄中

「

1,409,097	388,892	594,216	1,020,205	446,000	133	120,081	
	120,081		51,500		197,300		814,881	
								23,
690	57,784	81,474	307,418					

を

307,418	388,892						

」

「

778,897	388,892	365,016	390,005	163,800	135	120,081	
	120,081		51,500		33,500	45,000	413,881	
								23,
690	57,784	81,474	307,418					

に改める。

307,418	388,892

」

（平成十五年秋選管告示第百十六号）

2　報告書の要旨自由民主党田沢湖支部の欄中

「

948,208	353,992	249,591	594,216	426,000	120		
	0		207,000		64,800	817	698,617	
								2
2,310	45,649	67,959	286,033					

を

286,033	353,992

」

「

719,008	353,992	249,591	365,016	196,800	120		
	0		207,000		64,800	817	469,417	
								2
2,310	45,649	67,959	286,033					

に改める。

286,033	353,992

」

秋選管告示第百五号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

「

湯沢雄勝広域市町村圏

「組合立特別養護老人ホームシャイントピアみなせ」を	湯沢市皆瀬字小野百八十八番地一
「社会福祉法人みなせ福祉会特別養護老人ホームシャイントピアみなせ」に	湯沢市皆瀬字小野百八十八番地一
「皆瀬村軽費老人ホームケアハウス」を	湯沢市皆瀬字小野百八十八番地一
「湯沢市軽費老人ホームケアハウス「寿郷」」に	湯沢市皆瀬字小野百八十八番地一

改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

労働委員会告示

秋田県労働委員会告示第三号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第二項の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成十七年六月二十八日認定したので、次のとおり告示する。

平成十七年秋田県労働委員会告示第一号は、廃止する。

平成十七年七月八日

秋田県労働委員会会長　阿　部　讓　二

秋田県企業局の職員が結成し、又は加入する秋田県企業局職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	
	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	局長　次長　参事　課長　技術管理監　総合調整主幹　総務課上席主幹　総務課において人事、給与、服務、条例・規程又は予算の事務を担当する主幹、副主幹及び主査　各課の人事、給与及び服務の事務を担当する上席主幹（上席主幹を置かない課にあっては主幹、上席主幹及び主幹を置かない課にあっては副主幹）
発電事務所	所長　総務班長（総務班を置かない事務所にあっては運転保守班長）
工業用水道事務所	所長　総務班長

その他

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十七年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成十七年七月八日

財団法人行政書士試験研究センター理事長　池ノ内　祐　司

一　試験期日

平成十七年十月二十三日（日）午後一時から午後三時三十分まで

二　試験場所

秋田市手形学園町一番一号　秋田大学手形キャンパス

三　試験の科目及び方法

(一)　試験の科目

(1)　行政書士の業務に関し必要な法令等

ア　出題数　四十題

イ　内容等　行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成十七年四月一日現在施行されているものに関し出題する。

(2)　一般教養

出題数　二十題

(二) 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験によって行う。

(2) 出題の形式は、(一)(1)は択一式及び記述式、(一)(2)は択一式とする。

四　受験手続

(一) 受付期間

平成十七年八月一日（月）から同月三十一日（水）まで

(二) 受付場所

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること（あて先は、印刷済）。平成十七年八月三十一日の消印があるものまで受け付ける。

(三) 提出願書

受験願書一式

(四) 受験手数料

七千円

納付方法については、試験案内を参照のこと。

(五) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(1) 郵送配布

郵送を希望する方は、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形二号・A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、あて先まで郵便で請求すること（平成十七年八月二十三日（火）までに必着のこと。）。

配布期間	あて先
平成十七年八月一日（月）から同月二十三日（火）まで	郵便番号一〇〇―八七七九 東京中央郵便局留　財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

配布期間	配布場所
平成十七年八月一日（月）から同月三十一日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで	東京都千代田区日比谷公園一番三号市政会館一階　財団法人行政書士試験研究センター
平成十七年八月一日（月）から同月三十一日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで	秋田市山王四丁目一番一号　秋田県知事公室総務課
	鹿角市花輪字六月田一番地　秋田県鹿角地域振興局総務企画部
	北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一　秋田県北秋田地域振興局総務企画部
	大館市片山町三丁目十四番五号　秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所
	能代市御指南町一番十号　秋田県山本地域振興局総務企画部
	秋田市山王四丁目一番二号　秋田県秋田地域振興局総務企画部
	由利本荘市水林三百六十六番地　秋田県由利地域振興局総務企画部
	大仙市大曲上栄町十三番六十二号　秋田県仙北地域振興局総務企画部
	横手市旭川一丁目三番四十一号　秋田県平鹿地域振興局総務企画部
	湯沢市千石町二丁目一番十号　秋田県雄勝地域振興局総務企画部

平成十七年八月一日（月）から同月三十一日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで	秋田市山王四丁目四番十四号秋田県教育会館四階　秋田県行政書士会

財団法人行政書士試験研究センター以外の配布場所においては、備え置く試験案内及び受験願書の数に限りがあるため、配布できない場合がある。

(六) 連絡先

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号　〇三―五二五一―五六〇〇

五　特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方については、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験の申込みに先立って四(六)へ早めに相談すること。

六　合格の発表の日時及び方法

(一) 日時

平成十八年一月十九日（木）午前九時

(二) 方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）
印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号　株式会社松原印刷社　電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五　E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号　松原繁雄

R100 古紙配合率100%